

FAX送信先: 審査部門
 FAX送信方向 **03-5620-2910**

サイン
 または
 印

JID トリオ Jselect

賃貸保証委託申込書(法人用)

お客様がお申込
 される会社名(乙) **日本賃貸保証株式会社**
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(法人様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報取得・利用・提供等に関する条項」
 及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには をご記入ください。

契約締結日
 (保証料受領日) 西暦 年 月 日

ト リ オ J s e l e c t 申 込 者	会社名	フリガナ 代表者名	契約書に ご捺印 ください。	業 種 主たる 業 務 内 容		
	所在地	〒		電 話 番 号		
	ご担当者の フリガナ			FAX 番 号		
	所在地	〒		所 属		
	勤務地			役 職		
				電 話 番 号		
				FAX 番 号		
	資本金	万円	年 商	万円	従業員数	人
	取引銀行		主要 取引先		設 立	西暦 年 月 日
	転居理由					

代 理 店	代理店名		担 当 者 氏 名
	電話番号		
	FAX番号		(管理ソフト 顧客番号)
	代理店 コード	-	保証番号

契約年数 (更新)	年毎	保証料金額	料金表をご確認の上 ご記入ください。	円
--------------	----	-------	-----------------------	---

↓ 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。↓

会 社 代 表 者	お名前	フリガナ 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 西暦 年 月 日() 才 国籍	自宅電話	
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話	
	ご住所	〒	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有
	居住年数	年 ヶ月 月 収	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供()人

申 込 内 容 等	物件用途	住居用のみ
	物件名称	フリガナ 号室
	所在地	〒
	敷 金	円 家 賃 ① 円
	礼 金	円 管理費 共益費 ② 円
	保証金	円 駐車場 ③ 円
	敷 引	円 (その他) ④ 円

※右記毎月支払総額の外に、
 別途集送金手数料がかかります。

毎月支払 総額※	①+②+③+④	円
-------------	---------	---

※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引落ができなかった場合、再請求事務手数料300円(税別)がかかります。
 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

入 居 者	お名前	フリガナ 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄		生年月日	西暦 年 月 日 才	携帯電話・自宅電話
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約					
	フリガナ						

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

お 支 払 口 座	ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
	種目コード	契約種別 コード	払込先 加入者名	SMBCファイナンスサービス 株式会社	銀 行	信用金庫	支店	
	166	30	払込先 口座番号	00110-5-58830	組 合			
	※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。							
	預金者名	フリガナ	(お届サイン)	お金融機 関	金融機関 お届出印 3枚目にご捺印 ください。	振替日 (払込日)	毎月 27 日 (休業日の場合は翌営業日)	

**このお申込書をご使用いただく場合には、
 ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。**

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
審査確認専用ダイヤル ☎0120-641-060
 ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

jid 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

個人情報取得・利用・提供等に関する条項

第1条（利用範囲）

本質貸保証証券会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（貴人、以下「甲」という）から本質貸保証証券会社（以下「本件委託契約」という）のお申込時（含む契約時）に取得された以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（質貸保証業務、附属専用信販販売業務、生活支援融資資金貸付サービス、住まいサポート24時間サービス（希望者により提供される保険の業務を含む）、家賃保証契約の保険料保証業務など）を確実・円滑に遂行することと目的として利用させていただきます。

- 個人情報の提供について
 - 乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が甲及び緊急連絡先からご通知を受けることにより知り得た「変更情報」）
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払履歴・履歴等の「取引情報」
 - 甲が申し出した内容、及び緊急連絡先の方の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
- 個人情報の提供の拒否
 - 乙は、質貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

乙は、甲の口座番号等に関する選定金融業務を委託します。集金業務に際しましては、甲の口座番号等に関する情報を提供させていただきます。

社名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及びサービス（以下「生活支援」）に関するサービスを提供いたします。住まいサポート24時間サービス（希望者により提供される保険の業務を含む）を行うために、家賃保証契約の締結及び保険料の保証等を希望された甲に対し、保険料の集金及び送金（保証金の前払いを含む）を乙が行うため、以下の情報を後記の会社等に提供します。なお、乙は、上記内容について、甲の同意を得られた後、個人情報のみを提供します。

住まいサポート24時間サービス、通信販売及び各種情報提供する会社
社名：株式会社ホームマスター24
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemaster24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

付帯される保険の引受保険会社
社名：チューリッヒ保険会社
住所：東京都中野区中野4丁目10番2号
電話番号：0120-060-060（お客様相談室）
ホームページアドレス：http://www.zurich.co.jp/

第2条（個人情報の取得・利用同意）

- 甲は、個人情報乙が取得・利用することに同意します。甲は、本条第2項に乙が提供する保証証券・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの手）することと同意します。
- 乙より甲に対し、資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送信することに同意します。なお、H25年9月以降、同サービスを利用する際、a u携帯の安心ブロック設定に關わらずSMS内に電話番号やURLを入れてお届けいたします。

第3条（個人情報の提供と関連連業者以外への利用・提供等の同意）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - 宣伝物・印刷物の送付、メール配信、電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
 - その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。
 - 資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
- 甲は貴人、及び緊急者が甲への質貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報等から提供を受け利用することと同意し更新・管理します。

第4条（提供先及び個人情報情報機関への利用の同意）

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提供先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報についての加算する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する条項に基づき個人情報乙が乙の加算する家賃債務保証情報取扱機関（以下「表」に定める期間登録され、乙の照会する家賃債務保証情報取扱機関の会員）より甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
------	------

氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報 下記のいずれかが登録されている期間

本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、親属資料等
- 甲の滞納額
- 甲・乙間または甲・貴人間の係争事実

第6条（個人情報の提供等の同意）

甲は、乙が債権管理回収等に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。乙の開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じます。

第8条（本条項不同意の場合の措置）

- 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の

- 記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項に同意しない場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（審査結果の連絡）

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または貴人へ通知する場合があります。なお、乙は甲及び取次会社または貴人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条（個人情報の管理）

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティポリシーに基づき、個人情報を保護し、個人情報が権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条（開示拒否及び個人情報保護管理に関する条項）

第11条（開示拒否・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通り。）

社名：日本質貸保証株式会社
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

質貸保証委託契約書

私（質貸人、以下「甲」という）と日本質貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載の物件（以下「本物件」という）に関する原価保証契約（一時借付契約・利用借付を含む、以下「原質貸借契約等」という）に基づき、甲の質貸人たる債務及び、原質貸借契約等に付随して甲が第三者との間で締結する各種契約（家賃保証契約、引付けサービス契約、インターネット接続サービス契約等）に基づく当該第三者に対する債務のうち表面記載の債務につき、質貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条（質貸借の委託）

- 本件委託契約は原質貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し連帯して乙を委託し、乙は乙を委託し、貴人は、保証書等のご通知により、乙が甲へ通知された承認番号が記載されていない場合、及びご通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合に、これを効力とします。
- 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原質貸借契約等の債務保証であることと限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者が本保証人とならないことを認めたときは、この限りではありません。
- 本件委託契約は、甲が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新買入人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条（保証料）

- 甲は、表面記載の保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 契約期間内に表面記載の毎月支払総額が3,000円以上増額された場合には、乙は甲に対し、増額分に相当する保証料（差額に保証料率を乗じて算出する）を追加保証料として請求することができるものとします。
- 質貸人は、保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づく求償権を甲に認めないものとします。
- 原質貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び貴人または質貸人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支払ったときに、本件委託契約が成立します。

第4条（保証の範囲）

- 乙は、次の各号に該当する債務について保証します。但し、質貸人に対する債務については、本件委託契約に明記されていないものを除きます。
 - 原質貸借契約等に基づいて発生した賃貸・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「資料等」という）。但し、本件委託契約が本明記の範囲に限りません。
 - 原質貸借契約等の解除後における本物件の滞滞し義務不履行によって生じた資料等相当損害金。但し、第5条2項の明記完了済の目を以て資料等相当損害金に対する保証を請求しません。なお、明滞月の日割計算を行う場合は、明滞月の実日数を分母に計算するものとします。
 - 原質貸借契約等解除後、本物件に動産類（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に必要な費用。
 - 前各号の債務の履行に当たり、訴訟等の法的手続きに必要な費用。
 - その他、原質貸借契約等が締結された時から第3条の間に締結した各種契約に基づく当該第三者に対する債務のうち乙が承認したものとします。
- 原質貸借契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合は、乙は本件委託契約締結前に既に発生していた債務がある場合は、保証しないものとします。

第5条（契約期間）

- 契約期間は、契約始期日より、契約年数終了日までとします。更新の場合も同様とします。
- 原質貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。本件委託契約期間中の契約期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。
- 正当事由の有無に関わらず貴人甲に対し更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。

第6条（保証内容の変更）

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届けなければなりません。
 - 前項によって届け出られなかった場合につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届出通りに変更されます。
- 第5条（本件委託契約の更新）
- 原質貸借契約等が更新されるとともに、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、質貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または質貸人が乙による保証を不要とする旨の意思表示をした場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合には、甲は、これに対して乙と異議を述べないものとします。
 - 甲は、更新後の保証料を、本件委託契約締結に定めた方法で、預金口座振替督促定に基づき、自動引落しより支払います。
 - 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することが出来ます。この場合、甲は更新後の保証料を支払う必要はありません。
 - 本件契約の徴収者は、自動振替徴収のため乙に原則発行しません。
 - 保証料の支払方法は更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。
- 第6条（甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないものとし、甲が更新保証料の支払を遅滞したとき、又は乙が前項2の額及びこれに対する年利14.4%の割合による遅延損害金並びに請求のために発生した費用を支払わなければならないものとする。）

第8条（定期借家契約）

- 本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。
- 原質貸借契約等が保証を認め場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
 - 原質貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が質貸人または本物件を明渡しの日を以て本件委託契約が終了します。この明渡しの日以降、資料等及び資料等相当損害金は発生しないものとします。

- 質貸人または質貸人代理人が原質貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠ったときに、契約終了日が延期された場合は、第7条の更新と同様の扱いとなります。本件委託契約は終了します。
- 甲が更新保証料を支払った場合、第7条の更新と同様の扱いとなります。
- 原質貸借契約等が賃借期間の延長を認めていない場合において、再契約をする場合は更新申込と同様、乙指の原質貸借申込書乙へ乙に送付した上で審査結果を得なければ保証債務は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（保証債務の履行）

甲が原質貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が質貸人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者が本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定したとき、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条（求償権の範囲）

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から14.4.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 甲が前項の遅延した請求の履行の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 支払に関わる費用を乙が負担した場合は、甲と同様とします。

第11条（事前催告）

- 甲に対して、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
 - 甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原質貸借契約等の質貸人がその破産財団の配当に加入しないとき。
 - 原質貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第12条（敷金・保証金等の預金の取扱い）

原質貸借契約等に基づいて甲が質貸人に預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払うべき権利を債権者に充当できるものとします。

第13条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき乙が第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第14条（訴訟先等への連絡）

- 甲は、乙の甲の居宅または携帯電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在地その他法務省の一般の利益に適合するために必要と認めるとき、甲に対して予め承諾します。
- 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の如何に関わらず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

第15条（本物件の立ち入り）

乙は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した場合がある場合には、甲の承諾なく乙が本物件の室内に立ち入ることが出来ます。

第16条（連絡要請）

甲が、原質貸借契約等に基づいて発生した資料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとし、また、原質貸借契約等に關し敷金または保証金を保証書に添入している者に関わらず、乙は甲に対し、物件の取付手紙を換取など連絡を要請するための適切な措置を講じることが出来る。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第17条（明渡し・成立）

- 原質貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しを甲に認めないものとします。
 - 電気・ガス・水の利用状況、その他の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認めるとき。
 - 本物件の鍵が質貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡しされたことが認められるとき。

第18条（動産類の扱い）

- 第17条の明渡し成立し、乙が本物件の明渡しが成立した場合は、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄または、本物件の明渡しを搬出・運搬・保管・処分することに関与しないものとします。
- 前項の明渡し成立後、甲が各種動産類（車両も含む、明らかにゴミ類を除く）を保管する場合、保管期間終了1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなく処分を処分または搬遷することが出来ます。
- 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第19条（原質貸借契約等の解除）

法令上認められている場合または質貸人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原質貸借契約等を解除することが出来ます。

第20条（質賃権の承継）

- 甲が原質借債務の履行が出来なくなった場合について質賃権を乙に承継した同居の親族あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき質賃権を承継した者は、質貸保証委託契約を再度締結しなければなりません。また、乙が資料等の預金・送金を行う目的については、質賃権を承継した者は乙に対し、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出しなければならないとします。

第21条（集金・送金・保証金の前払い）

- 甲が原質貸借契約等に基づいて質貸人に支払う資料等の集金・送金業務は、乙の関連会社ジェイアイディ総合管理株式会社が行います。
 - 集金口座は、本物件の明渡しの日を以て、甲の務務金口座から引落し方法により集金します。なお、利用出来る口座は振替口座のみとなります。
 - 資料等の引落日は、毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）とします。なお、質貸人への資料等送金手数料は、甲の負担とし、引落時にかかります。
- ジェイアイディ総合管理株式会社は、集金した資料等の質貸人への送金を保証約款に基づいて行います。
- 第3条の期日に引落しが出来なかった場合は、ジェイアイディ総合管理株式会社は、質貸人に保証金（未納資料等相当額）を前払いします。（なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するものでもあり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納資料等を弁済するものではないものとします。）
- 前項の場合、甲は、ジェイアイディ総合管理株式会社の請求に応じて、未納資料等及び再請求事務手数料300円（税別）を支払うものとします。支払方法は、金融機関での振込またはコンビニエンスストア等での払込みによります。但し、振込支払込みに変更する費用は、甲の負担とします。なお、資料等と、更新保証料等合計が300円を超える場合は、甲が未納資料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って前項に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
 - 更新保証料等、乙に対する債務
 - 未納資料
 - その他の債務
- 甲が本件委託契約締結時に資料等を支払った月（期間）と振替開始日より乙が資料等を集金する予定の月（期間）の間、資料等未払月（期間）が発生する場合があります。乙が質貸人に対し、当該資料等未払月（期間）の資料等相当額の保証金を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6項と同様の方法により当該未払資料等を支払うものとします。甲は、請求した日より速に甲の負担に当該資料等を支払ったとき、その旨を乙に通知するものとします。

第22条（保証料還付金）

甲が資料等の滞納発生がなく、かつ契約満了の引落しに、遅延なく更新保証料及び、資料等の滞納発生がない場合は、乙が契約満了月の翌月に保証料の20%相当額（消費税を含む）を甲の引落し口座へ振込により支払います。なお、振込手数料は甲の負担といたします。

第23条（請求書等の郵便物の返還等）

- 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常

- 到着すべき時に到着したものとします。
- 同一集金口座に郵便物の送付先所が複数ある場合は、甲の承諾無く乙は送付先住所をそのうちの一つに変更することがあります。

第24条（反社会的勢力の排除）

- 甲は乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であることを表明し、保証人なければならないとします。
 - 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に加入していること。
 - 反社会的勢力等と実質的な活動を支配し、または反社会的勢力等との不当な資金提供を行うなど、社会に不利益な活動をする個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - 甲は乙に対し、本件委託契約の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法、または不当な手段を用いて要求を行う、その他の不法行為を行わないこと。
- 甲は、前項各号の表明及び保証の通知が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに書面を以てその内容を乙に通知しなければならないとします。
- 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあることを認めるとき、何らの催告を要することなく、書面を以て通知することにより、本件委託契約を締結し、本件委託契約に基づき一切の義務を免れることができるものとします。但し、甲が客観的に合理的な権限を以て、1項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときは、この限りではないものとします。
- 前項において、甲が以下のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づき一切の義務を免れるものとします。
 - 本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入りさせた場合。
 - 甲または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等であることを感知させる名称、看板、代收、埋灯等の物件を掲出した場合。
 - 3項4項に反し、乙が受けた損害を賠償しなければならないとき。
 - 3項4項に反し、乙が本件委託契約を解除したことにより、甲が損害等を受けた場合であっても、乙が甲に対し、何らの損害賠償等をする義務を負わないものとする。
 - 3項4項に反し、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払ひを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとする。

第25条（保証約款の変更）

乙は、本約款を多数の契約者との間で変更する必要がある場合は、以下に定める方法に従って変更することができるものとします。ただし、変更の内容が当事者の一般の利益に適合する場合に限るものとします。

- 乙の効力発生時期を明記すること。
- 変更する旨、変更内容及び効力発生時期をインターネットその他適切な方法で周知すること。

第26条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第27条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に準い、双方同意を持って協議、解決するものとします。

第28条（問合せ窓口）

- 原質貸借契約等についてのお問合せは、質貸人または代理店にご連絡ください。
- 本件委託契約についてのお問合せは、日本質貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し・コンビニエンスストア等の支払については、ジェイアイディ総合管理株式会社にご連絡ください。

JIDT/4Jselect 2018.01現在

※家財総合保険注意事項

①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。
②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当以外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故については他の保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われず、保険金があります。他の保険契約等にご加入される場合は、他の保険契約等がお支払されない保険金の内容との重複や補償金額にご注意ください。 (注)補償が重複する可能性のある主な保険種目は、家財、修繕費用、借家人賠償責任、個人賠償責任です。

※契約書（2枚目）裏面の建物構造の当てはまるものにチェックを入れてください。

①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。

②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当以外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故については他の保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われず、保険金があります。他の保険契約等にご加入される場合は、他の保険契約等がお支払されない保険金の内容との重複や補償金額にご注意ください。
(注)補償が重複する可能性のある主な保険種目は、家財、修繕費用、借家人賠償責任、個人賠償責任です。

※契約書（2枚目）裏面の建物構造の当てはまるものにチェックを入れてください。

①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。

②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当以外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故については他の保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われず、保険金があります。他の保険契約等にご加入される場合は、他の保険契約等がお支払されない保険金の内容との重複や補償金額にご注意ください。
(注)補償が重複する可能性のある主な保険種目は、家財、修繕費用、借家人賠償責任、個人賠償責任です。

①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。

②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当以外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故については他の保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われず、保険金があります。他の保険契約等にご加入される場合は、他の保険契約等がお支払されない保険金の内容との重複や補償金額にご注意ください。
(注)補償が重複する可能性のある主な保険種目は、家財、修繕費用、借家人賠償責任、個人賠償責任です。

①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。

②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当以外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故については他の保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われず、保険金があります。他の保険契約等にご加入される場合は、他の保険契約等がお支払されない保険金の内容との重複や補償金額にご注意ください。
(注)補償が重複する可能性のある主な保険種目は、家財、修繕費用、借家人賠償責任、個人賠償責任です。